

## 岡山市入札外部審議委員会の概要

平成24年度第4回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

### 記

#### 1 開催日

平成25年2月6日（水） 午後10時30分から午後11時30分

#### 2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

#### 3 出席委員（敬称略 五十音順）

井上 信二，内田 通子，菊池 捷男，妹尾 直人，松本 正子

#### 4 事務局

##### （1）岡山市

三宅統括審議監，三谷監理課長，岡本契約課長，横畑契約課課長代理，宮安監理課課長補佐，竹田係長，徳丸監理課主任

##### （2）水道局

今川統括審議監，近藤管財課長，石井管財課課長代理，樋口管財課契約係長，神崎管財課副主査，高田管財課主任

#### 5 会議次第

##### （1）開会

##### （2）議題

##### 1 継続審議事案について審議

##### （1）低入札価格調査制度について

##### 2 その他

## 6 会議概要

### 1 (1) 低入札価格調査制度について

○低入札価格調査の行政規則の規定について

Q：調査要綱の中に自動的に失格となる数値的なものを入れてもよいのか。

A：ほとんどの自治体が同様であり、岡山市もそれに倣っている。

Q：国も同様か。

A：同様の制度設計である。趣旨としては、一定基準額未満であれば、履行の確保がなされない恐れがあるということで、岡山市は契約をしないという組み立てになっている。これは低入札価格調査の中の一項目に過ぎないと考えている。

○建設コンサルタント業務等委託の低入札価格制度について

(継続審議案件であるが、市より最低制限価格基準が低すぎることや、低入札価格調査制度の調査の難しさが示され、その改善策として、全案件に最低制限価格を設け、さらにその基準を引き上げることが提案された。)

Q：他の政令市と比較した資料を見ると、他の政令市は全案件に最低制限価格制度を採用しているが、岡山市は最低制限価格制度に加えて低入札価格調査制度を用いている。その理由は何か。また、導入はいつ頃か。

A：導入の理由は当時の判断としか言えない。導入は平成20年度。当初は全案件を低入札価格調査の対象としており、数値的な失格の基準は一切設けていなかった。

Q：導入当時、他の政令市と違うことに対する認識はあったのか。

A：他都市も制度改正を重ねているため、当時の岡山市が独自であったかは不明。当時は、当該業務委託の入札契約制度があまり確立されていなかった時代であった。

Q：落札率と成果品の成績の関連性を検証しているか。落札率が低いと成果品の成績が悪い等のデータはあるのか。

A：検証は行っていない。しかし、発注担当部署からの声では、入札時に他者に比べて1者だけ安価に落札を狙ってくるようなケースでは、少し成果品の出来が良くないと聞くこともある。

Q：建設コンサルタント業務は特別な業務であり、今回の審議内容は重要と考えている。「市民はただ安い方がいいと思っている」というのは間違いで、安価であることが最良と思っている市民ばかりではない。

先日、偶然にも市内のある建築業者と話をする機会があり、その業者の作品をまとめた本を見た。市内に素晴らしい建物を創れる会社があるのだと感動した。街には、人がいて、人が住む建物が必要。街にはそこに住む人間の文化が表れる。成熟した街では、建物が何百年も生きている。建物に、大切な歴史や文化があることを私たちは認識しなければいけない。

コンサルタント業務は、その文化を創る仕事である。それに携わる人たちの育成は、人間の文化を育てることであり、行政にこそ担って欲しい役割だと思う。

ただ、結局は金額との折り合いになる。もちろん行政にもコスト意識は求められるが、やはり建物を創る際には、機能だけでなく、街として誇れる建物を作るべき。そういう技術力のある業者を育てることに視点を置いてもいいのではないか。「多少の対価を払ってでも技術力がある業者に設計を委託する」というような考え方も、これからの街づくりには非常に大切ではないかと思う。

そういう考え方をするとき、福祉とか教育などと同様に、コスト面に囚われすぎない長期的な視野が必要。人を育てるということは、すぐに結果が出るものではない。常々、入札契約制度が価格だけで競争していることに疑問を持っていた。今回の内容は、岡山市がこれから成熟した都市になるための課題が含まれている。

市の提案（現状より高い基準の最低制限価格を設定すること）に賛成したい。

Q：ただし、最低制限価格制度によって、質が担保される保証はない。確かに「安かろう・悪かろう」ではいけないが、「高かろう・悪かろう」はもっと悪い。そうならないように工夫することも必要と思う。安く取ったところは仕事が悪かったというのであれば非常に説得力があるが、そういった検証を行わずに「高い方がいいのではないか」という考えだけで制度改正を行うのはいかがなものか。

Q：現実問題として価格と成果品の成績の実際に関連性は調べることは難しいのではないか。技術力の数値化は難しいと思う。業者は成果品を出す以上は目に見えて出来の悪いものは提出しないはず。労働条件や人件費を削減し、下請けに無理を言いながらも、ある程度完成した成果品を出しているのではないか。

A：市は、必ず成果品の検査を行っているので、完了している業務はすべて一定水準以上の成果品が提出されている。ただ、完了までの過程で、市職員である監督員が5割くらい手を貸している場合と、何もしなくても求める以上のものを出している場合とがあり、その違いはあると思う。

Q：今回の内容は、政策的な意思決定の問題で、入札制度の主旨・目的をどこまで考えるのかという問題と絡む。もっと問題点を整理すべき。

まずは、「より良いものをより安く」は当然だが、「より良い」とは、当該業務の成績だけか、それとも将来的なことまで含むのか、という問題点。安く受けようと思えばその案件だけは安く受けられる。しかし、そのしわ寄せがどこかに行き、将来的に公正な競争が保たれなくなるかもしれない。それを防止することまで入札契約制度で考えるべきか。更に、地場業者の育成などの政策論的なところまで入札契約制度で考えるべきか。入札契約制度の守備範囲を改めて整理した方がよい。

つぎに、最低制限価格制度という手段論であるが、品質を確保するために、自動失格の基準を一律に定める手段が良いのか、それとも、低入札価格調査のように市

側のコストを要してでも実質的に中身まで確認する方法が良いのか、という問題点。基準の明確性を考えると、一律に自動失格基準を定める手段も一つの方法と思う。

一度決めた制度を改正するには理由が必要で、不都合がないのに改正するのは、整合性が取れない。どのような不都合が生じているかをもっと検証すべき。

Q：入札制度において、十何社が同額で応札して、抽選になる状態というのは、正しい入札制度とは言えない。そのような事例が続発しているのであれば、改正すべき現状であると思う。ただし、最低制限価格の設定は必要と思うが、その基準はよく考えなければならない。

Q：下請けへのしわ寄せとか最低賃金保証などの審査をもっと厳しく行うなどの形で対応できないのかと思う。制度を改正するにあたって、「この部分にこのような問題があるからこう変える」という検証はやはり必要ではないか。

Q：我々は、入札契約制度に対する要望があれば、委員会として意見を出して、市に訴えかけることができる。しかし、委員会としてまとまった意見だけでなく、各委員の意見も聞いて欲しい。5名それぞれの様々な考えや意見がある。市は、それぞれの意見を参考にして欲しい。

入札契約制度の主旨・目的をどの範囲まで設定するか、文化、歴史、地場企業や中小企業の育成まで考えていたら、当然、契約価格が高くなるし、そこまで入札契約制度の目的にすることは、やり過ぎではないかとする意見もあるかと思う。

Q：入札契約制度で、文化の育成等を考えることは良いことだと思うが、それが最低制限価格制度によって達成できるのかというのはちょっと疑問がある。必ずしもイコールになってないのではないか。

Q：低入札価格調査制度について、実際調査する市側の感想を教えて欲しい。

A：非常に難しいと感じている。調査の一環として、補足資料の提出を求め、聴き取り調査等も行うが、履行が担保されないと判断される書類は当然提出してこない。そういう資料で、不履行となる恐れがあるという判断を下すことは非常に難しい。

Q：その調査では、適正利潤がないと思えるときは失格になるのか。

A：赤字でないことは当然としても、何%の利潤が適正かという判断が非常に難しい。

「今回5%だが別の業務で利潤があるので会社としては困らない」等の説明があったりもする。「一つの業務で必ず何%の利潤が必要」ということを一律に決められない。その会社の資産状況等でも必要な利潤は変わる。

Q：低入札価格調査制度と言いながら、客観的な数字で基準化しすぎると、最低制限価格制度と変わらないのではないか。

A：そのとおり。

Q：全ての条件が同じなら、当然に地場企業を優先にすべきと思う。企業と行政のお互いが助け合って、地域を支えていくことも、街づくりではないかと思う。

Q：契約金額が高ければ、良いモノが出来上がるとは限らない。しかし、あまりにも低すぎると、良いモノができないということも現実ではないか。「その金額以下で契約すると良いモノができる訳がない」という理屈ならば、最低制限価格制度が必要というのも説得力がある。ただ、地場の企業育成まで入札契約制度で考えることの是非は判断できない。歴史や文化を維持するため、ある程度利潤を確保して欲しいというのは理解できるし、最低限この金額を下回ると仕事が成り立つ訳がないという基準で最低制限価格を設けることで、市も難しい調査を行わずに済むし、（低入札価格調査に要する費用等の）負担は楽になると思う。

Q：同感。検証せずに最低制限価格制度という方法を選択することには疑問が残るが、市内業者に優先することに異論はない。

低入札価格調査制度が、基準が不明瞭でダンピング対策としての効果が低いということであれば、数値的に明確な失格基準を設定することも一つの考え方。政令指定都市移行に伴う改正という理由でもよい。「安い方が良い」という発想に過度に偏りすぎた結果、地場の企業が育たないというようなことになってはいけない。

Q：当委員会として、地場の企業を優先するようという意見は発信しにくいですが、今後最低制限価格制度だけを用いるのであれば、70数%という設定基準が適正かどうかをよく検討すべき。現状、入札参加制限の基準価格に応札が集中していることを考えると、少々基準価格が高いのではないかという気がしなくもない。

Q：個人的には、入札契約制度の目的を理屈だけで考えると、地場の企業育成というのは直接的な目的ではなくて、副次的反射的效果と思う。それはそれとして、低入札価格調査制度が、あまり機能していないようなイメージなので、やはり形式的な基準を設けて、75%なら75%で最低制限価格を設定するというのも一つの選択肢と思う。

Q：実務を考えても、最低制限価格制度の対象を拡大することは、最終的には仕方がないと思う。ただ、応札者が同額で並ぶなら、その金額で利益が出るからだと思うので、その場合は基準価格を低くしても良いと思う。

Q：本日の結論としては、建設コンサルタント業務等の委託について、積極的に移行すべきとまでは言わないが、許容価格1000万円以上の案件について、低入札価格調査制度を廃し、最低制限価格制度の導入もやむを得ない、という意見とする。

ただし、最低制限価格の設定基準についてはよく検討すべき。

他の要素についても、委員それぞれの意見を参考にして市で検討して欲しい。

A：市としても、全案件を最低制限価格の対象案件とする方向で考えたい。基準については、他都市の状況等を踏まえ、説明責任を果たせるよう、少々時間をかけてでも研究する必要がある。また、制度改正時期についても、検討したい。

(終了)